

《清流会・絆の会》

1 雨水排水対策

近年のゲリラ豪雨や台風は、毎年過去の記録を塗り替え、全国各地で甚大な災害が発生している。東日本大震災以来、本町では有難いことに暮らしに大きな変化を及ぼす被害は出ていない状況ではあるが、大雨が降る度に町内各地で道路の冠水等が発生している。

この要因として、道路の形状が悪い事や、排水機能が果たされていない排水網、市街化区域での宅地開発などが考えられる。

そこで、本町の課題の一つといっても過言ではない雨水排水に関し、抜本的解決をしていくため、調査を行うとともに、並行して雨水排水処理計画の策定に取り掛かっていただくようお願いいたします。

【回答】

近年、気候変動などの影響により、ゲリラ豪雨や線状降水帯などが発生し、一時に大量の雨が降ることが増えており、主に市街地において一部道路の冠水などが発生しております。

現在、そのような場所の雨水対策については、降雨時の現地確認や地元からの要望等に基づき、必要に応じて雨水浸透槽を設置し、また、浸透機能向上のため槽内土砂等の撤去などの維持管理も実施しております。

抜本的な対策としては、道路（側溝）整備と合わせた公共下水道事業による雨水管渠等の整備が必要であると認識しており、雨水排水の放流先の予定である野元川については、本年10月に、県に一級河川指定に関する要望書を提出し、また、河川法の規定を準用して町が管理する「準用河川」の令和3年度中の指定に向けた準備を進めているところです。

なお、「準用河川」の指定に向けた詳細につきましては、令和3年2月に開催される町議会議員全員協議会にて説明する予定です。

今後も、これらについては、令和元年度に策定した道路網整備計画に沿って、計画的に取り組んでまいります。

2 地籍調査

令和元年度までの地籍調査着手率は74%であり、100%となるために、令和17年度を目途に事業を実施していく考えであることは承知している。

しかし、調査が完了した所と未完の所では事実上の格差が生じている。

一例として、調査完了した土地の測量代金は5万円程度であり、調査未完の土地の測量

には40万円程度かかる。

こうした現況を踏まえ、事業の早期完了を目指すために、単年度の地籍調査実施面積を最大限まで引き上げるようお願いいたします。

【回答】

本町の地籍調査事業の計画面積は1,800haで、令和元年度末時点における調査実施累計面積は1,342ha、残り458haとなっており、第7次十箇年計画（令和2年度～令和11年度）では事業計画面積を163haとしております。

地籍調査は、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、登記手続の簡素化、登記に要する費用縮減、土地有効活用の促進、災害復旧の迅速化、課税の適正化・公平化などの効果があり、町民の生活に重要な役割を果たすため、町としても事業が早期完了できるよう積極的に推進してまいりました。

しかし、土地改良事業区域と現況との相違があることや、調査結果について法務局との協議・調整に不測の時間を要していることから、過年度地区の成果が登記完了していない状況となっております。

このことから、新規地区の事業着手を一時的に見合わせ、過年度地区の登記完了に向けた整理を実施し、その目途がついた段階で新規地区に事業着手していきたいと考えております。

3 農業振興地域からの除外

本町内における大きな道路整備としては、国道408号と都市計画道路の整備が進められている。

2023年には国道408号が国道4号に接続開通し、また同年には宝積寺駅西第一土地区画整理事業地内北側道路の町道350号線（御幸坂部分）の整備も完了し、国道4号とのアクセスが飛躍的に良くなることが予想される。

また、国道408号は県道10号線（烏山街道）とも交差し、交流人口の増加や物流の足として、生活に欠かせない重要な路線となる。

このことから、本町にとっては大きな転換期となるチャンスが訪れ、経済発展や、地域振興、また今年度リニューアルされた「道の駅たかねざわ 元気あっぷむら」への誘客増加も見込めると考える。

そこで、国道4号と県道10号線の沿線で農業振興地域に指定されているところの農振除外を県に申請していただくようお願いいたします。

【回答】

集团的に存在する農用地等や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農用地等については、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域として設定するとともに、当該農用地等を良好な状態で維持・保全していくことが重要となります。

県では、国が定める農用地等の確保等に関する基本指針に基づき、農業振興地域整備基本方針を定め、県内すべての市町地域において農業振興地域を指定しており、市町では、農業振興地域整備計画を定め、農用地等の確保を図っております。

農用地区域は、農業上の利用を確保するため転用を原則として認めない区域であることから、今後とも、要件を満たす農用地等の積極的な編入と除外の抑制等、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要があります。

以上のことから、現状、農用地区域においては、転用の個別協議により要件に合致するもののみを除外の対象としているところであり、国・県道沿線の土地を一律に農用地区域から除外することは適当ではないと考えております。

なお、地域の総意として挙げられた具体的な整備に向けての提案や取組みなどがある場合は、その必要性などを精査し、農業振興地域整備計画等に基づく田園環境の保全との調整も踏まえた上で、計画的な開発について適切な助言や関係機関との調整を行いたいと考えております。

4 庁舎整備

老朽化が進む現庁舎は、いつ起こるか分からない自然災害に対して持ち堪えられる状況とは言い難い。どんな状況であっても安心できる庁舎であるべきだが、災害時の対策本部として十分な機能を果たせる環境ではないと考えられる。

さらに、現庁舎の立地状況は、西側・南側は斜面であり、万が一の崩落もあり得る。さらに平常時に関しては、駐車場は狭く確定申告時は来庁者に不便をかけることもある。

また、障がいを持つ方に必要なエレベーターがないことやWi-Fiが整備されていないなど、時代に遅れた庁舎環境であることから、誰しもが来やすく、利用しやすい庁舎が望まれる。

したがって、現在休止している庁舎整備の早期検討再開を切に願うとともに、遅くとも令和3年度当初には検討再開及び計画策定をスムーズに進めてくださいますようお願いいたします。

【回答】

新庁舎建設にあたっては、平成29年度に「庁内検討委員会」を設置し、基本方針をとり

まとめたものの、その後、“新庁舎建設に係る議論は、現在の任期中においては無期限の延期”とした経緯がありますが、現庁舎は、耐用年数を超え、著しく老朽化しているため、庁舎整備は重要であるとの認識に変わりはありません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は大きく、本町においても新庁舎整備に見合った財源の確保が難しい状況となっていることから、現状においては、先送りせざるを得ない状況にあると考えます。